

(案)

袖ヶ浦市期日前投票所投票立会人公募要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市民の積極的な選挙への参加を促すことにより、市民の選挙に対する理解と関心を深めることを目的として、期日前投票所の投票立会人（以下「投票立会人」という。）の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 袖ヶ浦市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）は、投票立会人を公募することができる。

(応募要件)

第3条 投票立会人に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 袖ヶ浦市内に住所を有している者
- (2) 袖ヶ浦市選挙人名簿に登録され、かつ、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第11条に規定する欠格事由に該当しない者
- (3) 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第3項の規定に該当しない者
- (4) その他投票立会人となることに支障のない者

(応募方法)

第4条 投票立会人に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、期日前投票所投票立会人登録申込書（様式第1号）又はインターネット上の所定の申込フォームにより申し込むものとする。

(投票立会人の登録等)

第5条 選挙管理委員会は、前条の規定による応募があったときは、**応募**要件に該当するかを審査し、適当と認めたときは、期日前投票所投票立会人登録名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 前項の審査の結果は、期日前投票所投票立会人登録審査結果通知（様式第3号）により応募者に通知するものとする。

（登録期間）

第6条 名簿への登録期間は、登録の日から **4年間**とする。

（投票立会人の選任）

第7条 選挙管理委員会は、選挙ごとに名簿に登録された者（以下「登録者」という。）の中から、投票立会人を選任することができる。

（変更等の届出）

第8条 登録者は、登録事項に変更があったとき又は登録を辞退しようとするときは、速やかに期日前投票所投票立会人登録変更・辞退届（様式第4号） **又はインターネット上の所定の申込フォームにより** 選挙管理委員会に **届け出**しなければならない。

（登録の抹消）

第9条 選挙管理委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由なく投票立会人としての義務を欠くとき。
- (3) 前条に **規定する** 辞退の届出があったとき。

2 選挙管理委員会は、前項第1号及び第2号の規定により登録を抹消したときは、速やかに期日前投票立会人登録抹消通知（様式第5号）により通知するものとする。

（投票立会人の職務等）

第10条 投票立会人は、投票事務が公正に執行できるよう監視する。

2 投票立会人は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 **投票立会人を退いた後も同様とする。**

（委任）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は選挙管理委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 月 日から施行する。